

1 収入金額等
2 所得金額

ア・(1)	事業	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、各種外交員、医師、弁護士など個人の事業から生ずる所得（農業・不動産の事業から生ずる所得を除く）※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
イ・(2)	農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成、わらの加工品などから生ずる所得※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
ウ・(3)	不動産	貸家、賃間、貸アパート、貸駐車場、貸地などから生ずる所得※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
エ・(4)	利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得※昭和63年4月1日以後の利子等は原則として源泉徴収による分離課税のため、申告は不要です。ただし、国外の預金の利子等は申告が必要です。
オ・(5)	配当	株式や出資金に対する利益の配当、剩余金などによる所得※配当額の控除を受ける場合は裏面の記載欄へも所定の事項を記入してください。
カ・(6)	給与	給料、賞金、賞与などの所得 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は給与の支払明細書を受けるか、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に、勤務先及び収入合計額を記入してください。給与所得は裏面の速算表から算出してください。
キ・(7)	公的年金等	公的年金（厚生年金、国民年金、各共済組合の年金）、恩給などの所得 公的年金等の所得金額は、下記の速算表から算出してください。
ク・(8)	業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
ケ・(9)	その他	互助年金、個人年金など他の所得にあてはまらない所得 ※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
コ～サ・(11)	総合譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡により生ずる所得 ※申告書裏面で計算してください。
シ・(11)	一時	生命保険、学資保険又は養老保険等の満期返戻金などの一時的な所得 ※申告書裏面で計算してください。

※

総合譲渡（長期）、一時所得は、その1/2が課税対象となります。

○家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計等の検針人については、計算の特例があります。

●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳以上 昭和36年1月1日以前に生まれた方	3,300,000円未満	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円
65歳未満 昭和36年1月2日以後に生まれた方	1,300,000円未満	収入金額-600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、上記所得金額より10万円、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超の場合、上記所得金額より20万円が加算されます。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

(27) 雜損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族（総所得金額等が58万円以下の方）が前年中に災害や盗難、横領などにより損失を受けた場合 控除額は、【差引損失額・総所得金額等の10%】と【差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円】のいずれか多い方※証明書等が必要です。	
	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額となります。（最高200万円）健康診断や予防接種の費用は控除対象外です。 ※医療費控除の明細書が必要です。（必要事項をすべて記載のうえ、お持ちください。） ●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択する場合（從来の医療費控除との併用はできません） あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために、前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の合計額が1万2千円を超えるとき、その超えた金額が控除額となります。（最高8万8千円）なお、適用を受ける年分において、健康の保持増進のため一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。（定期健康診断の領収書又は通知結果表等） ※セルフメディケーション税制の明細書が必要です。（必要事項をすべて記載のうえ、お持ちください。）	
(28) 医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために、前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の合計額が1万2千円を超えるとき、その超えた金額が控除額となります。（最高8万8千円）なお、適用を受ける年分において、健康の保持増進のため一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。（定期健康診断の領収書又は通知結果表等） ※セルフメディケーション税制の明細書が必要です。（必要事項をすべて記載のうえ、お持ちください。）	
	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために負担した社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、後期高齢者医療の保険料等）であなたが前年中に支払った金額が控除額となります。各種保険料を年金から特別徴収（天引き）されている方につきましては、あなたの年金から実際に特別徴収された分のみが社会保険料控除の適用を受けられます。 ※証明書等支払金額が分かるものが必要です。	
(14) 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済の掛金であなたが前年中に支払った金額が控除額です。※領収書等が必要です。	
	あなたやあなたの配偶者その他扶養親族を受取人とする一般生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料。 【新契約】平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料 年間の支払保険料 控除額 12,000円以下 支払保険料全額 12,000円超32,000円以下 支払保険料額×1/4+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払保険料額×1/4+14,000円 56,000円超 一律28,000円 【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料 年間の支払保険料 控除額 15,000円以下 支払保険料全額 15,000円超40,000円以下 支払保険料額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払保険料額×1/4+17,500円 70,000円超 一律35,000円	
(15) 生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他扶養親族を受取人とする一般生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料。 【新契約】平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料 年間の支払保険料 控除額 12,000円以下 支払保険料全額 12,000円超32,000円以下 支払保険料額×1/4+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払保険料額×1/4+14,000円 56,000円超 一律28,000円 【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料 年間の支払保険料 控除額 15,000円以下 支払保険料全額 15,000円超40,000円以下 支払保険料額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払保険料額×1/4+17,500円 70,000円超 一律35,000円	

※この「申告書の書き方」は現行の税法で説明しておりますが、税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。
※個人番号を記載する際の本人確認については、裏面の「本人確認の必要書類」をご確認ください。
※公営住宅、保育園、福祉医療、各種手当等に必要な諸証明書を発行する場合、申告が必要となります。

令和8年度分 市民税・県民税申告書 表

高浜市長殿		現住所	高浜市青木町四丁目1番地2	
		1月1日現在の住所	同上	
提出年月日		年月日	タカハマ タロウ 高浜 太郎	
			宛名番号	0566-95-9524
			電話番号	0566-95-9524
			大・昭・平・令	50.12.1
			個人番号	0000000000000000

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料	社会保険の種類	支払保険料
源泉より		340,000 円
(15) 生命保険料	合計	340,000 円
新生命保険料の計		60,000 円
新個人年金保険料の計		90,000 円
介護医療保険料の計		70,000 円
(16) 地震保険料控除	地震保険料の計	50,000 円
(17)～(19)	(17) □ 審議控除 (18) □ ひとり親控除 (19) □ 勤労学生控除	(学校名)
(20)	障害者	障害の程度
1	個人番号	級度
2	個人番号	級度
(21)～(22)	タカハマ ハナコ	生年月日 昭55.7.7
配偶者控除・配偶者特別控除・同一扶養親族控除		配偶者の合計所得金額 0 円
(23)～(24)	扶養控除	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）
1	個人番号	45万円
2	個人番号	11万円
(25)	社会保険料控除	340,000
(26)	小規模企業共済等掛金控除	70,000
(27)	地震保険料控除	25,000
(28)	扶養控除	2,185,000
(29)	社会保険料控除	340,000
(30)	生命保険料控除	70,000
(31)	地震保険料控除	25,000
(32)	扶養控除	330,000
(33)	扶養控除	450,000
(34)	特定親族特別控除	110,000
(35)	基礎控除	430,000
(36)	合計	1,755,000
(37)	扶養控除	2,155,000
(38)	扶養控除	400,000
(39)	合計	2,155,000
5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法		
・65歳以上の方は、給与所得及び公的年金等に係る所得		
・65歳未満の方は、給与所得		
上記以外の所得に係る所得額を、特別徴収の方法により納付を希望する場合は、自分で納付（普通徴収）口にチェックしてください。		

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額（最高70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約の上の算式により計算した控除額の合計額（最高28,000円）となります。それぞれの前年中の支払金額を記入してください。※保険会社等の控除証明書が必要です。

あなたが地震保険契約、火災保険契約などに基づいて前年に支払った場合	
A 地震保険契約	
地震保険料支払額	控除額
50,000円以下	支払保険料額×1/2
50,000円超	一律25,000円
B 長期損害保険契約等（平成18年12月31日以前に締結し、契約変更していない満期返戻金のある10年以上の契約）	
長期損害保険料支払額	控除額
5,000円以下	支払保険料全額
5,000円超15,000円以下	支払保険料額×1/2+2,500円
15,000円超	一律10,000円
AとBの双方ある場合はAとBの合計額（最高25,000円）となります。ただし、同一契約の中にAとBがある場合は、どちらか片方の適用となります。 ※保険会社等の控除証明書が必要です。	

